

65歳以上のみなさんへ

# 介護保険料納付の ごあんない



## 介護保険制度をご存知ですか？

—いざというとき、あなたと家族を支える制度です—

介護保険制度は、40歳以上の皆さんが加入者となって保険料を納め、介護が必要になったときに、住みなれた地域でできるだけ自立した生活が送れるように、社会全体で支えあう制度です。

介護が必要になったとき、介護保険の要介護認定申請手続きをし、要介護（要支援）の認定を受けたときには、自宅や施設で介護（介護予防）サービスが1割（一定以上所得者は2割または3割）の自己負担で利用できます。

また、平成28年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）が創設され、65歳以上の皆さんが介護予防・生活支援サービスのみを利用する場合には、介護保険の認定を受けなくても、基本チェックリストによる判断で介護予防事業を利用できるようになりました。

あなたと家族の安心のため、介護保険制度にご理解、ご協力をおねがいします。



古賀市

# 1 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、どうやって決まるの？

高齢者が住みなれた地域で自立した生活を送るためには、どのようなサービスがどのくらい必要なのか、また、そのためには、介護保険料の負担はどのくらいになるのかを推計して、2021年度(令和3年度)から2023年度(令和5年度)まで3年間の介護保険料が決められました。

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料は、古賀市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」を基に決まります。

**古賀市の基準額  
61,200円(年額)**

介護保険料(年額)は「介護保険料の基準額(月額5,100円)×負担割合×期間(月数)」で算出しています。

| 課税状況   |        | 要件                                       |                    | 所得段階          | 介護保険料の割合<br>(基準額に対する割合) | 介護保険料   |          |
|--------|--------|--|--------------------|---------------|-------------------------|---------|----------|
| 世帯     | 本人     |  |                    |               |                         | 月額      | 年額       |
|        |        | 生活保護受給者                                  |                    | 第1段階          | 0.30                    | 1,530円  | 18,360円  |
| 住民税非課税 | 住民税非課税 | 老齢福祉年金受給者                                |                    |               |                         |         |          |
|        |        | 課税年金収入額<br>+<br>合計所得金額<br>-<br>年金収入に係る所得 | 80万円以下             |               |                         |         |          |
|        |        |  | 80万1円以上<br>120万円以下 | 第2段階          | 0.45                    | 2,295円  | 27,540円  |
|        |        |  | 120万1円以上           | 第3段階          | 0.70                    | 3,570円  | 42,840円  |
|        |        |  | 80万円以下             | 第4段階          | 0.85                    | 4,335円  | 52,020円  |
| 住民税課税  | 住民税課税  | 合計所得金額                                   | 80万1円以上            | 第5段階<br>(基準額) | 1.00                    | 5,100円  | 61,200円  |
|        |        |  | 120万円未満            | 第6段階          | 1.10                    | 5,610円  | 67,320円  |
|        |        |  | 120万円以上<br>210万円未満 | 第7段階          | 1.25                    | 6,375円  | 76,500円  |
|        |        |  | 210万円以上<br>320万円未満 | 第8段階          | 1.50                    | 7,650円  | 91,800円  |
|        |        |  | 320万円以上<br>420万円未満 | 第9段階          | 1.75                    | 8,925円  | 107,100円 |
|        |        |  | 420万円以上<br>520万円未満 | 第10段階         | 1.85                    | 9,435円  | 113,220円 |
|        |        |  | 520万円以上<br>770万円未満 | 第11段階         | 1.95                    | 9,945円  | 119,340円 |
|        |        |  | 770万円以上            | 第12段階         | 2.05                    | 10,455円 | 125,460円 |

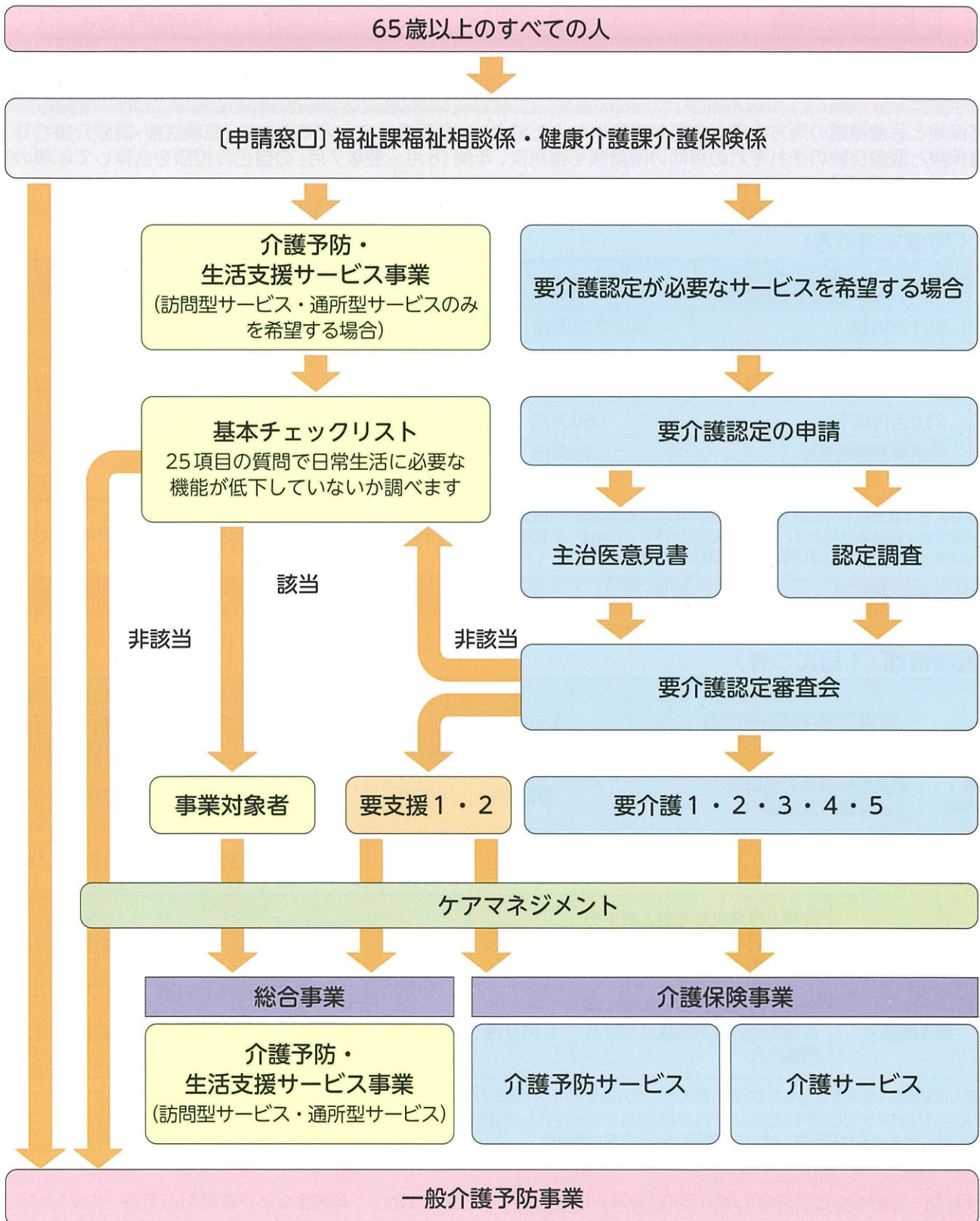
- ※1 介護保険料は3年ごとに見直されます。
- ※2 世帯は毎年4月1日時点の世帯状況で決められます。ただし、年度途中で65歳になった人、他の市町村から転入された人は、その時点の世帯状況です。
- ※3 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、合計所得金額から最大10万円を控除した金額を用います。また、土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- ※4 年金から納める人(特別徴収)は年金の定期払い(年6回)、納付書で納める人(普通徴収)は第1～8期の年8回に振り分けた金額で納めるため、月額介護保険料は実際に支払う額と一致しません。

### 3 介護(介護予防)サービスを利用するには？

介護(介護予防)サービスや総合事業のサービスを利用するためには申請し、「サービスが必要な状態である」と認められる必要があります。

介護認定が必要なサービスを希望する場合は、担当職員等がご自宅を訪問しての調査や専門家による審査を経て、介護が必要かどうか、また、どれくらいの介護が必要であるのかが決められます。

総合事業のサービスを希望する場合は、窓口で心身の状況を確認する調査票「基本チェックリスト」による聞き取りで日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。



## 介護サービスの自己負担(1割～3割)が高額になったとき(高額介護サービス費)

1ヵ月に支払った自己負担の合計が下記の上限額を超えたときは、申請によりその超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみです。

### 利用者負担の上限(1ヵ月)

| 区 分  |  | 上 限 額        |
|--|--|--------------|
| 現役並み所得者<br>住民税課税世帯で、右記に該当する<br>65歳以上の人が世帯にいる場合 | 課税所得690万円以上                                | 140,100円(世帯) |
|  | 課税所得380万円以上690万円未満                         | 93,000円(世帯)  |
|  | 課税所得145万円以上380万円未満                         | 44,400円(世帯)  |
| 一 般  |  | 44,400円(世帯)  |
| 住民税世帯非課税等                                      |  | 24,600円(世帯)  |
|  | ・課税年金収入+その他の合計所得金額が80万円以下の人<br>・老齢福祉年金の受給者 | 15,000円(個人)  |
| 生活保護の受給者                                       |  | 15,000円(個人)  |

●古賀市では、対象者に対して勸奨通知を送付しますので、通知が届いてから市へ申請書を提出してください。

## 介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の自己負担が高額になった場合は、合算することができます(高額医療・高額介護合算制度)。介護保険と医療保険のそれぞれの月額限度額を適用後、年間(8月～翌年7月)の自己負担額を合算して年額の限度額(下表)を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

窓口は医療保険者(国民健康保険や後期高齢者医療の方は市国民保課)または健康介護課になります。

### (70歳未満の方)

| 所得区分※1<br>(基礎控除後の総所得金額) | 限度額   |
|-------------------------|-------|
| 901万円超                  | 212万円 |
| 600万円超901万円以下           | 141万円 |
| 210万円超600万円以下           | 67万円  |
| 210万円以下                 | 60万円  |
| 住民税非課税世帯                | 34万円  |

### (70歳以上の方)

| 所得区分※1          |         | 限度額   |
|-----------------|---------|-------|
| 課税所得            | 690万円以上 | 212万円 |
|                 | 380万円以上 | 141万円 |
|                 | 145万円以上 | 67万円  |
| 一 般(住民税課税世帯)    |         | 56万円  |
| 低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯) |         | 31万円  |
| 低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯) |         | 19万円  |

※2

※1 所得区分は基準日(7月31日)時点における加入医療保険での高額療養費の限度額区分を適用します。

※2 低所得者Ⅰ区分の世帯とは、住民税非課税世帯で、所得が一定基準以下の世帯です。なお、低所得者Ⅰ区分の世帯であっても、介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

## 施設サービスを利用する際の低所得者負担軽減制度

所得が低い方に対しては、申請により食費と居住費等の負担が軽くなるしくみです。

### ●負担限度額<1日につき>

| 利用者負担段階区分        |       |   | 居 住 費 等     |                 |                  |      | 食 費        |              |
|------------------|-------|---|-------------|-----------------|------------------|------|------------|--------------|
|                  |       |   | ユニット型<br>個室 | ユニット型<br>個室的多床室 | 従来型<br>個室        | 多床室  | 施設<br>サービス | 短期入所<br>サービス |
| 本人および世帯全員が住民税非課税 | 第1段階  | ・老齢福祉年金の受給者<br>・生活保護の受給者                      | 820円        | 490円            | 490円<br>(320円)   | 0円   | 300円       | 300円         |
|                  | 第2段階  | 課税・非課税年金収入額+その他の合計<br>所得金額が80万円以下の人           | 820円        | 490円            | 490円<br>(420円)   | 370円 | 390円       | 600円         |
|                  | 第3段階① | 課税・非課税年金収入額+そ<br>の他の合計所得金額が80万<br>円超120万円以下の人 | 1,310円      | 1,310円          | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 650円       | 1,000円       |
|                  | 第3段階② | 課税・非課税年金収入額+そ<br>の他の合計所得金額が120万<br>円超の人       | 1,310円      | 1,310円          | 1,310円<br>(820円) | 370円 | 1,360円     | 1,300円       |

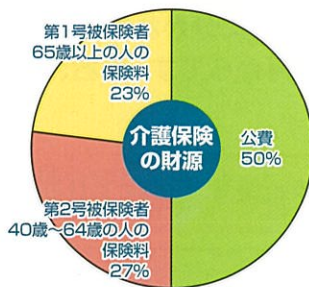
●介護老人福祉施設(地域密着型を含む)と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は( )内の金額になります。

上の表に当てはまっても次のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金などが下記金額を超える場合

- ・第1段階：預貯金などが単身1,000万円、夫婦2,000万円
- ・第2段階：預貯金などが単身650万円、夫婦1,650万円
- ・第3段階①：預貯金などが単身550万円、夫婦1,550万円
- ・第3段階②：預貯金などが単身500万円、夫婦1,500万円

## 4 大切な制度を維持するために…



いま、あなたが介護を必要としていなくても、いざというとき、あなたと家族を支えるのが介護保険制度です。そのため、介護サービスに必要な費用をみんなで負担し、支えています。介護保険の財源は、半分が「国や自治体の負担金」、あとの半分は40歳以上の人が納める「保険料」から成り立っています。

保険料は、介護保険の大切な財源です。介護保険を健全に運営していくために、保険料の納付にご協力おねがいします。

### 介護保険料を納めないでいるとどうなるの？

災害などの特別な事情がないのに介護保険料を納めないまましていると、サービス利用の時、次のような不利益を受けます。

#### 保険料を1年以上納めないでいると…

原則、1割負担ですむサービスの費用を、利用者がいったん全額支払うことになります。その後、申請により保険給付分（費用の7割～9割）が支払われます（以下「償還払い」といいます。また、支払い方法の変更が保険証に記載されます）。



#### 1年6か月以上納めないでいると…

償還払いに加えて、一時的に全部または一部の介護サービス費の払い戻しが差し止められます。さらに納めないでいると、差し止められた保険給付額を未納期間分の保険料にあてることになります。



#### 2年以上納めないでいると…

利用者負担が滞納した期間に応じて1割（一定以上所得者は2割または3割）から3割または4割に引き上げられ、高額介護サービス費（利用者負担が高額になり、一定額を超えた場合に支給される費用）なども受けられなくなります。



※上記のほかに、財産差押えなどの不利益を受けることがあります。  
※第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び配偶者には連帯納付義務があります。

### 高齢者のための介護保険・福祉サービス相談

|   |  |  |
|---|--|--|
| ● 健康介護課 介護保険係 (サンコスモ古賀内)<br>TEL : 092-942-1144<br>FAX : 092-942-1154  | 介護保険料や介護保険制度に関すること   |  |
| ● 健康介護課 健康づくり係 (サンコスモ古賀内)<br>TEL : 092-942-1151<br>FAX : 092-942-1154 | 健康づくり・介護予防・生きがいづくりの支援                                      |  |
| ● 福祉課 福祉政策係 (サンコスモ古賀内)<br>TEL : 092-942-1150<br>FAX : 092-942-1154    | 高齢者の日常生活の支援  |  |
| ● 福祉課 福祉相談係 (サンコスモ古賀内)<br>TEL : 092-942-1156<br>FAX : 092-942-1154    | 総合的な相談・支援<br>権利擁護、虐待の早期発見<br>ケアマネジャーへの支援<br>認知症についての相談・支援  |  |
| ● 第1地域包括支援センター<br>TEL : 092-410-1355<br>FAX : 092-410-1577            | ● 第2地域包括支援センター<br>TEL : 092-410-7331<br>FAX : 092-410-7370 | ● 第3地域包括支援センター<br>TEL : 092-692-5541<br>FAX : 092-692-5220 |

問い合わせ先 古賀市 健康介護課 古賀市庄205番地 サンコスモ古賀

TEL 092(942)1144

FAX 092(942)1154